

広報等広告掲載取扱基準

(定義)

- 1 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広報等とは、町が、町民に施策その他の情報の周知を図ることなどを目的として、発刊あるいは発信した、刊行物その他すべての情報媒体をいう。

(趣旨)

- 2 広報等の広告は、日本新聞協会制定の「新聞倫理綱領」の精神に従って、次のとおり広告掲載取扱基準を定める。

(総則)

- 3 広報等の広告は、住民の生活文化を高め信頼を得るものでなければならない。
- 4 広報等の広告は、地域社会の発展、繁栄に役立つものでなければならない。
- 5 広報等の広告は、他を中傷、誹謗し、名誉を傷つけるものであってはならない。
- 6 広報等の広告は、関係諸法規に反するものであってはならない。
- 7 広報等の広告は、広報等広告掲載取扱基準に反するもの、また基準内のものであっても精華町広報広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）で掲載を不適当と認めたものは修正、削除するか、掲載しない。

(広報等広告掲載取扱要旨)

- 8 広告全般について
 - ・ 広報等の記事を訂正否定、又は広告を否定するものは掲載しない。
 - ・ 著しく本紙の品位をそこなう広告、誌面の調和を破る広告は掲載しない。
 - ・ 広告の主体、責任の所在の不明確な広告は掲載しない。
 - ・ 広告の目的が不明、内容説明のあいまいな広告、

また暗号と思われる表現、記号、符号のみで表示した広告は掲載しない。

- ・ 編集記事と誤認される広告、本紙が推奨しているかのような広告は掲載しない。また記事体広告は、それが広告であることを明示しなければならない。

- ・ 業務（行政執行）に不利益を及ぼす広告は掲載しない。

- ・ 係争中の問題についての広告は掲載しない。

- ・ 最高、最大級の表現、他と比較、引用して優位、真実性を表現するものは、それを証明する科学的根拠を明らかにしなければ掲載しない。

9 医療に関するもの

- ・ 「医療法」（病院、診療所、助産所の広告）「あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（あん摩、はり、きゅうの広告）「柔道整復法」（接骨施術所の広告）「医療師」（電気、光線、放射線療法等医業類似行為の広告）に違反するものは掲載しない。

10 薬事に関するもの

- ・ 「薬事法」「薬事法施行令」「医薬品等適正広告基準」（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療用具類似品、漢方薬等の広告）に違反するものは掲載しない。

11 風紀に関するもの

- ・ 社会の良風美俗を乱すもの、特に青少年の健全な育成に害を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(ア) 社会道徳、社会秩序を乱すもの

(イ) わいせつ、卑わい、露骨な性の表現のもの

(ウ) 残酷非道なもの

(エ) 犯罪を肯定、美化するもの

- ・ 男女の通信、交際の広告は掲載しない。

12 意見、声明、告知に関するものは原則として掲載しない。ただし、委員会が認めたものはこの限りではない。

13 政治に関するものの広告は原則として掲載しない。ただし、政治に関するものの範囲に該当するかどうかについては、その都度委員会において裁決する。

14 非科学、宗教に関するもの

- ・非科学的治療、宗教的治療の広告は掲載しない。
- ・加持、きとう等迷信に類する広告で、他人に迷惑をかけるおそれのあるものは掲載しない。
- ・易断、占い、催眠術等の広告で、特に病気、治療に関係あるものや医業類似行為を暗示するもの、また宗教広告の広告内容、表現については委員会において審査する。

15 経済に関するもの

- ・貸金広告は、金融業届出書又はその写しを提出しなければならない。
- ・出資及び出資を求める広告、債券取り立て、示談等を内容とする広告、売買、担保、譲渡等に関する広告で法規、約款等で禁止されているものは掲載しない。
- ・手形、小切手等の無効広告で除権判決確定していないものは、責任の消滅回避等の表示並びに無効の理由が明確でないものは、この理由の表示はできない。
- ・割賦販売、分割前金払の広告は「割賦販売法」によって掲載する。
- ・商品先物取引の営業広告は掲載しない。
- ・有価証券販売の広告は銀行、信託会社、その他政令で定められた金融機関、証券業の許可のあるもののみ掲載する。
- ・募金広告は、都道府県知事の許可のもののみ掲載する。

16 人事に関するもの・「職業安定法」「労働基準法」「児童福祉法」「道路運送法」等、関係法規に違

反する広告は掲載しない。

(ア) 中学、高校在学学生及び新卒業者の募集広告は、労働省「労働者募集要綱」による。

(イ) 雇用主の名称、所在地、職種(業務内容)、勤務地、労働条件、報酬金額等を明記する。報酬金額は確実に支給されるものであり、支給条件があればその内容を明記する。

・次項に類する広告は掲載しない。

(ア) 自家用車の持ち込み、営業使用を内容とするもの

(イ) 売春等の勧誘、あっせんのおそれのあるもの、その他風俗上好ましくないもの

(ウ) 求縁(結婚、養子縁組等)、乳幼児養育の広告

(エ) 結婚相談、紹介や男女交際、紹介に関するもの

・尋ね人広告は、委員会で事実確認のうえ掲載する。

17 通信販売、通信教育に関するもの

・広告主の実体、内容、商品、販売方法、実物見本、カタログ、説明書等を委員会で検討のうえ、掲載の可否を決める。

18 内職、副業に関するもの

・広告主の実体、内容、商品、販売方法、内職方法、見本、カタログ、説明書、契約書等、委員会で検討のうえ掲載の可否を決めるが、収入、条件等で誇大、不明確な表示(高能率、高収入等)は掲載しない。

・代理店、特約店等の募集広告で、ネズミ講式商法のものは掲載しない。

・次の広告は掲載しない。

(ア) 通信による筆耕内職、サイドビジネスとしてのリース業の広告

(イ) 「薬事法」「食品衛生法」による許可のな

いもの

(ウ) 職業紹介、あっせん、仲介となるおそれのあるもの

- ・遠隔地の内職、副業広告は原則として掲載しない。

19 学校、養成所、講習会に関するもの

- ・学校（学校、各種学校、準各種学校）の広告は、「学校教育法」によるもののみ掲載する。
- ・劇団、養成所等の広告は、施設を有するもののみについて、その案内書、規則書等を検討のうえ掲載の可否を決めるが、職業紹介、あっせん、仲介のおそれがあるもの、養成後、将来を約束するような内容表示のあるものは掲載しない。
- ・学校、講習会、講座（通信講座を含む）、任意団体等が与える国家公認以外の称号については、国家公認のものと同様に誤認されない表示をする。なお、これらの広告については次の事項を表示する。

(ア) 広告主名称、所在地

(イ) 講習、講座の内容

(ウ) 講習、講座の期間

(エ) 受講料、テキスト代等の費用

(オ) 講習、講座会場

(カ) 資格取得に要する費用、条件等

ただし、講習、講座の期間、内容、費用が不相当と思われるもの、権威づけのため誤認された表示、誇大、希望期待の特典、将来の収入、身分を確約するようなものは掲載しない。

- ・合格率、就職率等実績を表示し、将来を確約するようなものは掲載しない。

20 アマチュア規定、無体財産に関するもの

- ・アマチュア運動選手の氏名、写真等の使用（他に使用のものの転用も含む）は、本人承諾の有無、金融関係の有無に関係なく、アマチュア資格を喪失することもあるので、「日本体育協会アマチュア規定」によって掲載する。

- ・オリンピック標章（五輪マーク）、標語（より速く、より高く、より強く）、文字（オリンピック、オリンピアド）やオリンピック開催国大会マークの使用は、日本オリンピック協会（JOP）の承認を要し、その承認番号を明記しなければならない。なお、オリンピック憲章、オリンピック精神に反するものは掲載しない。

- ・国際博覧会等のマーク、その他の使用で承認を要するものは、その使用規定によって掲載する。
- ・著作権、商標権、意匠権、特許権等に関するもの、外国の紋章、旗章、徽章の使用は、「著作権法」「商標法」「意匠法」「特許法」「不正競争防止法」「国際連合旗規定」によって掲載する。

- ・国旗、紋章等の使用は、十分に注意しなければならない。

- ・模倣、盗作したもの、またそのおそれのあるものは掲載しない。

- ・国土地理院地図の使用（一部使用も含む）は、国土庁地理院長の承認を要し、その承認番号を明記しなければならない。

21 懸賞、不当景品及び不当表示に関するもの

- ・懸賞広告は応募方法、応募締切日、賞、景品の内容、抽せん方法、当せん発表日、発表方法等を明記する。

- ・景品類等提供についての表示は、「不当景品類及び不当表示防止法」「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第7項の規定による告示・運用基準（オープン懸賞）」、また特定業種については、「景品類の提供の制限または禁止に関する公正競争規約」による。

- ・招待券、優待券、入場券、整理券、割引券、抽せん券、サービス券、請求券（カタログ程度のもは除く）、懸賞応募用紙（はがき等でも応募できるものは除く）等があるものは掲載しない。

- ・不当表示の広告は掲載しない。

- ・二重価格表示は、「不当な価格表示に関する不当

景品類及び不当表示防止法第4条第2号の運用基準」による。

(ア) 二重価格表示ものが中古品、汚れ物、きず物、半端物、旧型、旧式等のもxのはこの旨を明示する。

(イ) 二重価格表示を割引率、割引額で表示する場合も同様である。

22 不動産に関するもの

- ・宅地建物取引業者の広告は、「宅地建物取引業法」「宅地建物取引の表示に関する公正競争規約」による。
- ・住宅建物取引業者以外の広告は、上に準じて掲載する。
- ・遠隔地物件の広告、投機を目的とした広告は、必要書類を委員会で審査のうえ掲載する。

23 その他の事項に関するもの

- ・旅行のあっせん（国外留学、研修等も含む）、旅行会及びこの会員募集等の広告は、「旅行業法」による登録を受けたもの、または旅行業務をこれらに委託しているもののみ掲載する。
- ・古物商の営業広告は、「古物営業法」により許可

された古物のみ掲載する。

- ・廃棄物処理についての広告は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可のあるもののみ掲載するが、この許可書もしくはその写しを提出する。
- ・ゴルフ場（練習場を含む）会員募集広告は、その実体、広告内容等を調査のうえ掲載する。
- ・墓地についての広告は、都道府県知事の許可を受けたもの、また許可を受けた区域のもののみ掲載する。
- ・これら広告掲載取扱の要点以外の事項については、「広報等広告掲載取扱基準」により、委員会の審査によるものとする。

24 施行期日

- ・この基準は平成17年3月1日から施行し、平成17年4月1日以降に、発刊あるいは発信する、刊行物その他全ての情報媒体に適用する。

25 広報広告掲載取扱基準の廃止

- ・広報広告掲載取扱基準は廃止する。ただし、平成17年3月31日までに発刊した広報誌については、この基準を適用する。